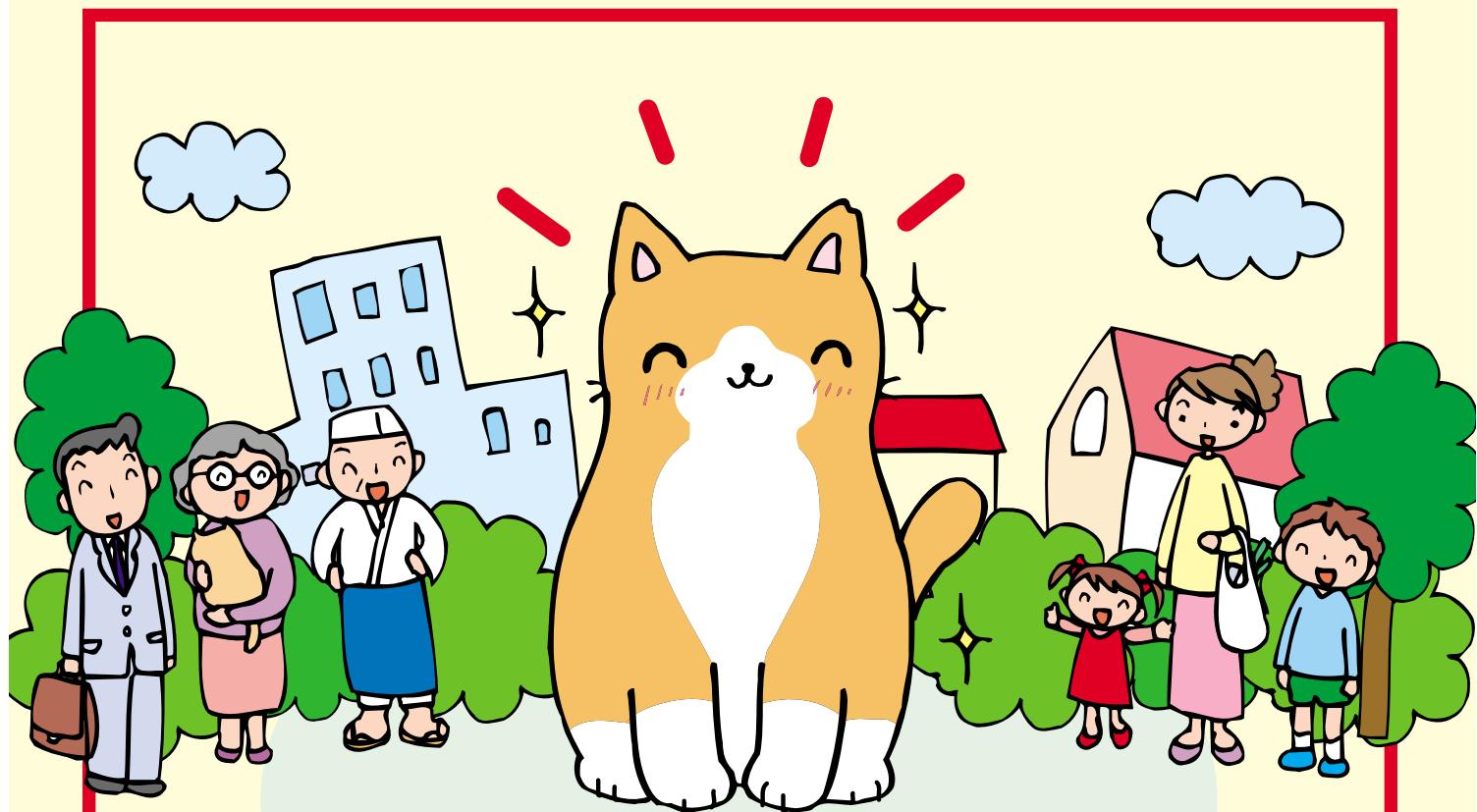


人と猫との 調和のとれたまちづくり

(地域ねこ対策)



飼い主のいない猫(野良猫)にかかる
問題を地域で解決します

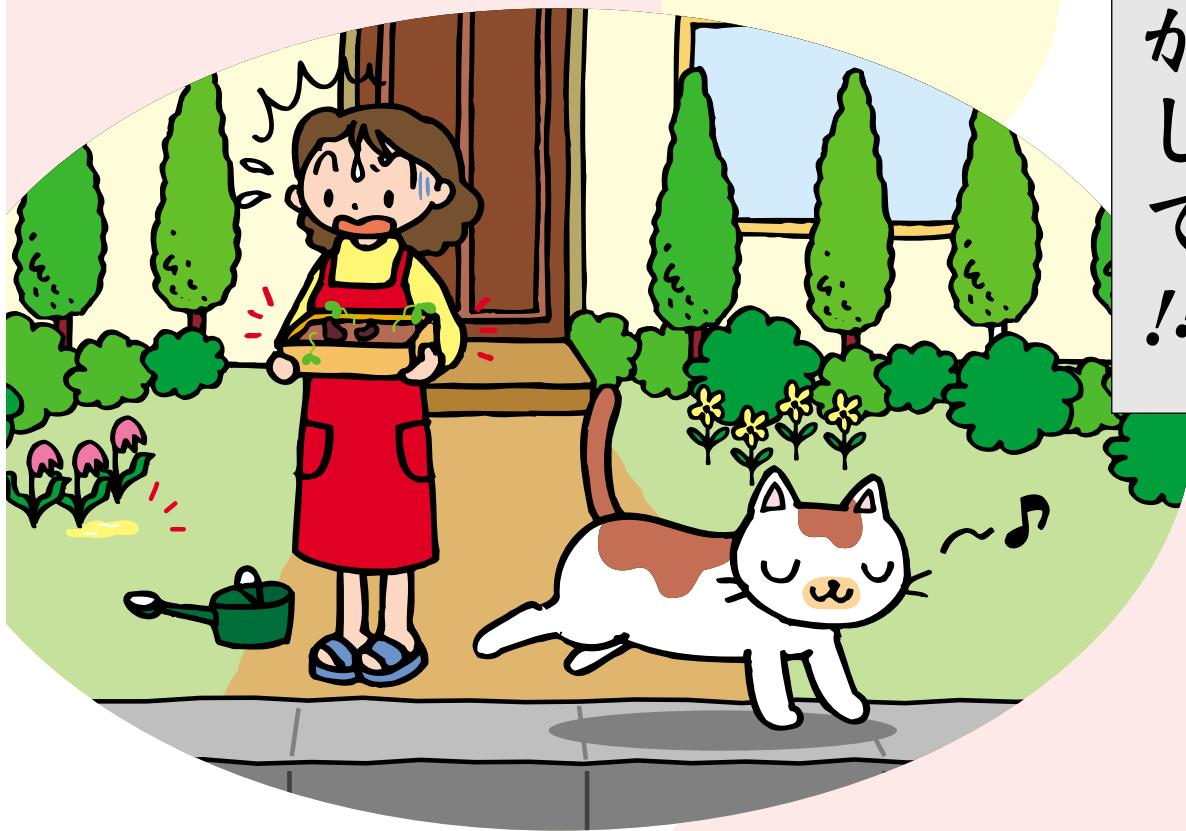
新宿区保健所衛生課

野良猫が

引き起こす問題
なんとかして!!

あなたのまちで、 野良猫が増えて……

●庭や駐車場にウンヤオシッコ



●鳴き声



これまで、飼い主のいない猫（野良猫）については、ふん尿やゴミあらし等の被害があっても、対策がありませんでした。

飼い猫であれば飼い主に苦情を言うこともできますが、相手が「飼い主のいない猫」では、不満の持っていく場がなく、結局被害をうけている方は猫を憎むようになってしまい、えさを与えていたりとの感情的な問題や、猫を傷つける事件が起きたこともあります。

もう一人では限界!!

でも、
猫を助けたい!!

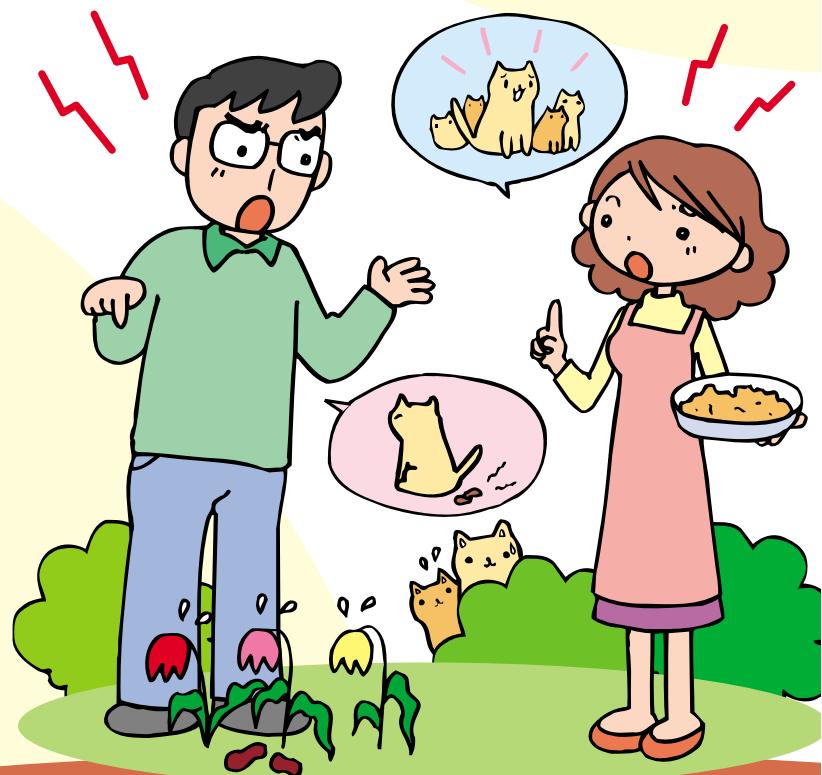
●お腹を空かした猫や
子猫を助けたい。

●野良猫にえさをあたえたら、
近所の人とトラブルになった。

●これ以上、
近所の野良猫を増やさないように
去勢・不妊手術をしたい。

もともと、「飼い主のいない猫」は飼い猫が捨てられ、増えたりしたもので、なにより猫の飼い主の方が責任ある飼い方をすることが大切です。そうすれば不幸な猫はこれ以上増えないはずです。

そのうえで、今いる「飼い主のいない猫」をどうするか考えて行かなければなりません。



……困っていませんか？

そこで…

人と猫との 調和のとれたまちづくり (地域ねこ対策) を!!

1

ステップ

情報交換



- 地域における猫の飼い方のルールをつくるために、住民、ボランティア、区が一体となって協議し、地域の理解と協力を目指します。
- 区やボランティアは、住民、関係者等の連絡調整やノウハウの提供を行います。

猫を快く思われない方や排除は好まないが生活環境の侵害は困る方、また猫に思いを寄せる方々とも、この対策についての話し合いをします。

地域ねこ対策とは…

地域住民、ボランティア、行政が一体となって取り組む協働事業です。

猫も命あるものだという考え方で、その地域にお住まいの皆さんの理解と協力のもとに、地域で「飼い主のいない猫」を適正管理しながら共生していくものです。

具体的には、去勢・不妊手術を行ってこれ以上増やさないようにしたうえで、適切にえさをあたえて、食べ残しやふんの清掃をして管理していくというものです。

このような管理がうまく続ければ「飼い主のいない猫」の数は減少していくものと考えられます。

ステップ2 具体的行動



地域住民が主体となりボランティアの協力を得ながら

- ① 去勢・不妊手術を行なう。(区の助成制度を活用する)
- ② ふん尿の始末をする。(簡単な猫用トイレの設置等)
- ③ 適切にえさをあたえ、食べこぼしやえさ場の清掃を行う。
- ④ 近隣に対する、広報と報告をする。

新宿区では、ポスター、チラシなどの作成、印刷のお手伝いをします。

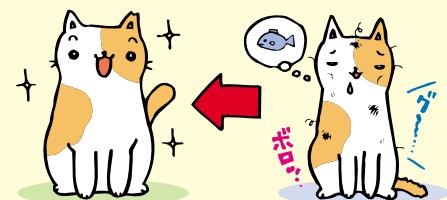
地域ねこ対策 あれこれ

・えさのあたえ方は？

- ・えさをあたえる場所を話し合いで決め、できる限り同じ時間に、えさをあたえるようにする。
(えさは一日1回でも大丈夫です。水もあたえてください。)
- ・猫が食べ終わったら、残りのえさを片付けてきれいにしてください。
- ・猫には、それぞれグループがあります。猫にとって落ち着いた場所で定期的にえさをあたえることで、猫の行動も温和になります。
- ・「えさやり禁止」の掲示は、

「この地域の猫は、適正にえさをあたえていますので、
無断でえさをやらないように。置きえさ厳禁です。」

等と書いたほうが効果的です。 (※えさの置きっぱなし禁止です。)



・猫用トイレの作り方は？

猫は、砂ややわらかい土を好んでふん尿をする習性があります。あちこちでされるより、まとめてするように仕向けましょう。そのためには、次の点を考慮してトイレを設置してください。飼い主のいない猫でもトイレのしつけはできます。

- 1 なるべく雨のかからない乾いた場所を選びます。
- 2 砂や土を少し盛り上げるようにしておきます。
- 3 板などを立てかけて、廻りから見えないようにしてください。
- 4 えさ場から少しはなれたところに、トイレを設けてください。

猫は思いのほか清潔好きです。こまめにトイレの清掃をしないと、ほかでするようになってしまいます。トイレ当番が多くの方がかかわってください。

このことで、町もきれいな状態がたもたれます。



●去勢・不妊手術をするには？

・資金面について

猫の去勢・不妊手術をするためには、やはり手術代金を工面しなければなりません。現在は、色々な場所で個人的に活動されている方が、自費で費用負担をされている状態です。

地域ねこ対策の取り組みを進める中で、町会・地域住民との話し合いで、バザーやフリーマーケット、募金など様々な協力を得ることができます。

なお、新宿区には手術に要する費用の一部を助成する制度があります。保護をする前に、保健所衛生課まで、お問い合わせください。

・手術のための保護について

野良猫は、警戒心が強く手術をするために保護しようとしても、なかなか上手に保護することができません。

特に、授乳中の子猫がいる母猫を保護する場合は、同時に保護しないと、子猫だけが取り残されてしまうことや、母猫が警戒して保護できなくなるなどの問題が生じてしまいます。

保護する際には、保健所やボランティア団体に問い合わせをしてください。

・保護をするときに

野良猫を保護するときは、えさを与えてる時間帯に行ってください。
定期的にえさをあたえていればその時間その場所に猫は姿を現します。

保護する際には、猫がパニックを起こして暴れ、
引っかかれたり、噛み付かれたりすることもあるので、
長袖シャツや皮手袋などを着用してください。



地域ねこ対策の効果

- 去勢・不妊手術による効果として

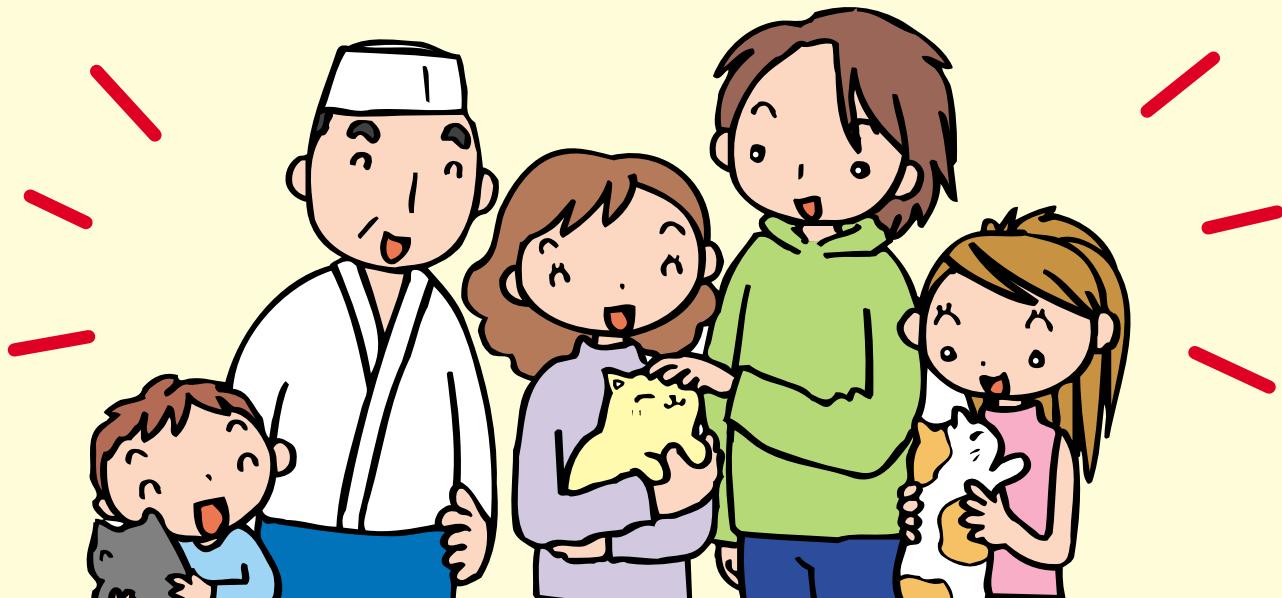
- ・尿の臭いが極端にうすくなります。
- ・さかりの鳴き声がなくなります。
- ・猫の出産がなくなります。

- 定時、定点のえさやりルールを決めてることで街の中で、えさの散乱などが改善され、地域環境がよくなります。

- トイレを設置することで、ふん尿の被害が少なくなります。

- 捨て猫や動物虐待を防ぎます。

- 地域ねこがきっかけとなり、地域のコミュニケーションが活性化します。



- 野良猫が減少します。

- 苦情が減り、近隣トラブルの解消ができます。

- 地域で動物を可愛がる気持ちが生まれます。

野良猫を増やさないために

猫の飼い主は
次のことを守ってください。

1

屋内飼育をする

ペットの猫は、飼い主が環境を整えた屋内で充分に暮らせます。交通事故・病気からまもるためや、失踪を防ぐためにも飼い猫を屋内で飼育してください。



2

去勢・不妊手術をする

猫は1年に2~3回出産し、すぐに増えてしまいます。
去勢・不妊手術をして、不必要的猫の繁殖を防いでください。

3

身元の表示をする

首輪などに飼い主の身元を表示することで、迷い猫をなくしましょう。

4

捨てない（終生飼養をする）

一度飼育を始めた猫を一生涯飼い続けるのは、飼い主の責任です。猫を捨てるとは犯罪行為です。飼養を続けることがどうしても無理な場合は、新しい飼い主を探してください。



もとをたどれば、野良猫も飼い猫だったのです。
まずは屋内飼育から実践してみましょう!!

猫に関する法令等の一部

動物の愛護及び管理に関する法律・抜粋 (昭和48年10月1日法律第105号)

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵（かん）養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切

一部改正施行 平成25年9月

に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものとの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬（は）虫類に属するもの

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準・抜粋 (平成14年5月28日環境省告示第37号)

一部改正 平成25年9月

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病的感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の

住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針・抜粋

一部改正 平成25年9月

第2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

① 現状と課題

動物の不適切な飼養により、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、

行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等が期待されている。

② 講すべき施策

- ア 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例・抜粋 (昭和54年10月27日条例81号)

一部改正 平成25年6月

(都民の責務)

第4条 都民は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、都が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主(動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。以下同じ。)は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その

他の措置をするよう努めなければならない。

- 4 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

(猫の所有者の遵守事項)

第8条 猫の所有者は、法第37条第1項及び第5条第3項に掲げるもののほか、猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

猫の去勢・不妊手術費の一部を助成します

申請対象者	区内で猫を世話している新宿区民の方
助成額	新宿区保健所衛生課にお問い合わせください。
助成方法	指定動物病院で手術を受けます。 手術費用から助成額を差し引いた金額を動物病院に支払います。 手術料金は病院によって異なりますので、直接おたずねください。 ※妊娠中の場合、危険度および手術料金は増します。
申請方法	事前申請です。手術を受ける前に申請してください。 ※手術を受けたあとでは申請できません。
申請に必要なもの	1 住所を証明するもの（保険証・運転免許証など） 2 印鑑（認印）
申請窓口	新宿区保健所衛生課

問い合わせ先

新宿区保健所衛生課

電話 5273-3148（直通）



人と猫との調和のとれたまちづくり

発行日 平成25年10月（初刷平成16年）
編集・発行 新宿区保健所衛生課

〒160-0022
新宿区新宿五丁目18番21号
電話 5273-3148
Fax. 3209-1441

編集協力／イラストレーション ©中澤祥子・NPOねこだすけ

